

議案第 87 号

狭山市下水道条例の一部を改正する条例

狭山市下水道条例（昭和 49 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 1 章の次に次の 1 章を加える。

第 1 章の 2 公共下水道の構造の基準

（公共下水道の構造の基準）

第 4 条の 2 法第 7 条第 2 項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は、次条及び第 4 条の 4 に定めるところによる。

（排水施設の構造の基準）

第 4 条の 3 排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- （ 1 ）堅固で耐久力を有する構造とすること。
- （ 2 ）コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- （ 3 ）屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- （ 4 ）下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- （ 5 ）地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。
- （ 6 ）排水管の内径及び排水渠の断面積は、国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- （ 7 ）流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- （ 8 ）暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が

講ぜられていること。

(9) 暗渠^{きよ}である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠^{きよ}の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(10) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(適用除外)

第 4 条の 4 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

第 6 条第 3 号中「を最小限度」を「及び地下水の浸入を最少限度」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

第 27 条の 6 中「第 5 条」を「第 4 条の 3 及び第 4 条の 4 の規定は一般下水道の構造の基準に、第 5 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 24 年 11 月 27 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による下水道法の改正に伴い、公共下水道及び一般下水道の構造の基準を定めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。